特殊車両申請について

※ 車両制限令をご存知ですか？（ 解 説 ）

道路はみんなの財産です。

最近は、車も運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって道路が壊される事故が増えています。また狭い道路に大型車が進入すると、通行の安全という面でも配慮が必要になります。

狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両と呼びます）を通行させるときは、道路管理者の許可・認定を受けるように、道路法および車両制限令で定められています。

Ⅰ．一般的制限（通行許可）

道路は一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

この「一般的制限値」をこえる車両を通行させようとするときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。

車両の諸元		一 般 的 制 限 値
幅		＝ 2.5m
長　　さ		＝12.0m
高　　さ		＝ 3.8m
重さ	総 重 量	＝20.0ｔ
	軸　　重	＝10.0ｔ
	隣接軸重	○　隣り合う車軸の軸距が 1.8m未満 ＝18.0ｔ （ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5ｔ以下のときは ＝19.0ｔ） ○　隣り合う車軸の軸距が 1.8m以上 ＝20.0ｔ
輪　荷　重		＝ 5.0ｔ
最小回転半径		＝12.0m

参　考

・一般的制限値・

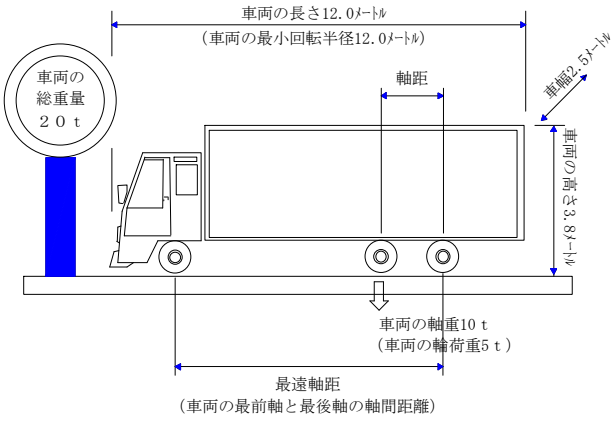

Ⅱ．幅の個別的制限（通行認定）

一般的制限値を超えない車両であっても、次のように道路によっては車両の通行の制限を受けます。やむを得ず通行しようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

	道 路 の 区 分	通行できる車両の幅
一般市街地道路	通常の道路（車両制限令第５条第２項）	（車道の幅員－0.5m）／2 を超えないもの
	市街地区域内極少指定道路または一方通行とされている道路（車両制限令第５条第１項）	（車道の幅員－0.5m）を超えないもの

参　考

・相互通行・

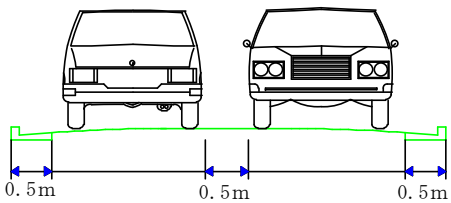

$$\frac{\text{道路幅員}-1.50\text{m}}{2} \geqq \text{車幅}$$

・一方通行・

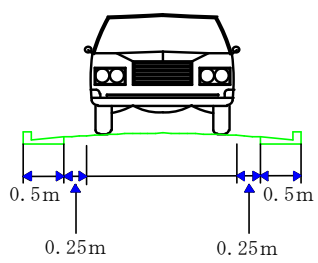

道路幅員－1.50m≧車幅

Ⅲ. 申請の手続き

（1）申請に必要な書類

申請に際して、次の書類が必要となります。

部数、その他は、下記を参照もしくは申請窓口にお問い合わせてください。

① 許 可 申 請	② 認 定 申 請
a. 特殊車両通行許可・認定申請書 b. 自動車検査証の写し c. 車両諸元の説明書 d. 車両内訳書 e. 通行経路表・経路図 f. その他	a. 特殊車両通行許可・認定申請書（様式第一号） b. 特殊車両通行許可・認定申請書（様式第二号） c. 併合申請車両諸元（総括）表 d. 自動車検査証の写 e. 運行経路図

（2）申請窓口

（許可申請の場合）

① 申請経路が２以上の道路管理者の管理する道路にかかる場合は、いずれかの道路管理者、ただし包括申請を受理できるのは指定市までです。（国、都道府県、指定市）

② 当該区市町村が管理する道路だけの通行の場合は当該区市町村（例えば、中野区道だけの場合は中野区）

（認定申請の場合）

各道路管理者

特殊車両通行申請に関する提出書類部数（認定・新規）

	1台申請の場合		5台申請の場合	
	申請書用	認定書用	申請書用	認定書用
①特殊車両通行許可・認定申請書（様式第一号）	1	1	1(※1)	1(※1)
②特殊車両通行許可・認定申請書（様式第二号）	1	1	1(※1)	1(※1)
③併合申請車両諸元（総括）表			1(※2)	1(※2)
④自動車検査証の写し	1	1	5(※3)	5(※3)
⑤運行経路図（主要幹線より目的地まで）	1(※4)	1(※4)	1(※4)	1(※4)
車両の諸元に関する説明図書 （許可申請の場合）				
運行計画書 （許可申請の場合）				
運行経路表 （許可申請の場合）				
運行経路図（運行経路全線） （許可申請の場合）				

申請書及び添付書類は全て二部作成してください。

※ 1 申請書には代表する車両の番号・諸元等を記載してください。

※ 2 総括表には申請する台数すべてについての番号・諸元等を記載してください。

※ 3 検査証の写しは申請する車両それぞれについて各二部が必要です。

※ 4 運行経路図には誘導員を配置する箇所を明記してください。

Ⅳ.「認定書」を受け取ったら、それを複写し車両搭載用を作成し各車両に備えてください。

	1台申請の場合		5台申請の場合	
	認定書	車両搭載用	認定書	車両搭載用
①特殊車両通行許可・認定書（様式第二号）	1	1	1	5(※1)
②併合申請車両諸元（総括）表			1	1(※2)
③自動車検査証の写し	1		5	
④運行経路図（主要幹線より目的地まで）	1	1	1	5(※3)
⑤条件書（道路管理者作成）	1	1	1	5(※4)

※ 1 **「認定書」を受け取ったら、それを複写し各車両に搭載してください。（車両台数分）**

※ 2 総括表は、当該車両が**記載されたページ**を複写し添付してください。

※ 3 経路図も台数分複写し添付してください。

※ 4 条件書も台数分複写し添付してください。

問合せ先：中野区 都市基盤部 道路管理課 道路占用係 TEL ０３－３２２８－５５２６

国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課 TEL ０４８－６０１－３１５１